

美里町文化会館指定管理者 公募要項

令和8年9月

美里町まちづくり推進課

目次

はじめに	3
1 指定管理者制度の趣旨	3
2 公募の概要	3
(1) 対象施設	3
(2) 設置目的	3
(3) 指定期間	3
(4) 指定管理者の公募及び選定	3
(5) 選定結果等の通知及び公表	4
(6) 協定の締結	4
(7) 問合せ先	4
3 施設の概況・運営方針	4
4 指定管理者が行う業務	4
(1) 施設運営に関する業務	4
(2) 維持管理に関して行う業務	5
(3) その他業務	5
5 指定管理料等	5
(1) 指定管理料	5
(2) 利用料金収入等	5
(3) 指定管理に係る会計処理	6
6 リスク分担	6
7 公募スケジュール	7
8 公募手続きについて	8
(1) 公募要項等の配布	8
(2) 現地説明会及び施設見学会	8
(3) 質問の受付	9
(4) 質問の回答	9
9 応募に関する事項	9
(1) 応募書類の提出	9
(2) 応募者の資格	9
(3) 欠格事項	9
(4) 応募の形態	10
(5) 応募書類	10
(6) 留意事項	12
10 審査・選定に関する事項	13

(1) 審査方法.....	13
(2) 次点候補者、第3順位の候補者について.....	13
(3) 選定評価基準について.....	13
(4) 選定結果の通知・公表.....	13
1 1 協定及び準備に関する事項.....	13
(1) 協定の締結.....	13
(2) 協定の内容.....	13
(3) 準備業務.....	14
1 2 留意事項.....	14
(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項.....	14
(2) 情報公開の実施について.....	14
(3) 事故への対応・損害賠償について.....	14
(4) 苦情・要望について.....	14
(5) 課税に関する留意事項.....	15
(6) 利用の継続.....	15
(7) 災害等発生時の対応.....	15
(8) 目的外使用について.....	15
(9) 美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例の遵守.....	15
(10) 財務状況の確認.....	15
(11) その他.....	15
1 3 その他.....	15
(1) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	15
(2) 指定候補者の変更.....	16
(3) 指定取消し及び管理業務の停止.....	16
(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置.....	17
1 4 資料.....	17

はじめに

美里町文化会館（以下「文化会館」という。）は、地域社会の文化の向上及び町民の福祉の増進を図ることを目的とした施設です。

文化会館の管理運営につきましては、指定管理者制度を活用し、民間事業者が持つノウハウや能力により、利用者サービスのさらなる向上、施設の効率的運用の改善により文化の振興及び普及を図られることを期待するところです。

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図る、指定管理者制度が導入されました。

このたび、5年間の指定期間を終えるに当たり、次期の指定管理者についても、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：根拠法令抜粋〕

自治法第244条の2（第1項、第2項 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

（1）対象施設

名 称：美里町文化会館

所在地：宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

（2）設置目的

対象施設（以下「本施設」という。）は、地域社会の文化の向上及び町民の福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、美里町文化会館を設置しています。

（3）指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（4）指定管理者の公募及び選定

指定管理者は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年美里町条例第66号）に基づき公募を行い、美里町指定管理者候補者選定委員会条例（平成28年美里町条例第17号）に基づき設置される「美里町指定管理者候補

者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書類及びヒアリング等に基づき審議し、本施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人等を指定管理者候補者(以下「指定候補者」という。)として選定します。

(5) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、美里町のホームページへの掲載により公表します。

(6) 協定の締結

町は、美里町議会の議決を経て、指定候補者を指定管理者とし、協定を締結します。

(7) 問合せ先

美里町まちづくり推進課 生涯学習係

〒987-8602 宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地

(美里町中央コミュニティセンター内)

電話 0229-33-2180

FAX 0229-33-2160

E-mail machizukuri@town.misato.miyagi.jp

3 施設の概況・運営方針

(1) 施設の概況

大ホール(客席831席、舞台240㎡)、楽屋3室(23㎡、13㎡、31㎡)、練習室2室(46㎡、40㎡)、ホワイエ(183㎡)、事務室(50㎡)

(2) 施設の運営方針

イ 文化芸術の普及・育成

地域の歴史や文化を大切にしながら、住民の文化活動の促進も図るなど、文化芸術活動全体を意識した管理運営を行う。

ロ 地域に開かれた施設の運営

誰もが気軽に利用できる施設運営を行い、地域住民の交流や学びの場となることを目指す。

ハ 効率的・持続可能な管理運営

効率的な施設管理を行い、長期的な施設の維持を視野に入れた運営を行う。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりです。詳細については、別紙「美里町文化会館指定管理者業務の基準」を御覧ください。

(1) 施設運営に関する業務

イ 施設の運営・提供業務

ロ 指定事業に関する業務

- ハ 広報と各種情報の提供業務
- ニ 自主事業に関する業務
- ホ その他業務（事故への対応・損害賠償について等）

（２）維持管理に関して行う業務

- イ 保守管理業務
- ロ 環境維持管理業務
- ハ 備品管理業務

（３）その他業務

- イ 事業計画書及び収支予算書の作成
- ロ 事業報告書の作成
- ハ 自己評価の実施
- ニ 町が実施する業務への協力
- ホ 関係機関との連絡調整
- ヘ 個人情報の保護
- ト 情報公開請求への対応
- チ 指定期間終了に伴う引継ぎ

５ 指定管理料等

（１）指定管理料

指定管理料については、契約額を上限とし、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに、町と指定管理者が協議して決定します。指定管理料の支払時期や支払方法等は協定にて定めます。

指定管理料の提案例としては、過去の実績事例や、管理運営上常時配置しなければならない職員の人件費、小破修繕費、施設賠償責任保険料等の例が挙げられます。

なお、契約に係る指定管理料は、現契約の指定管理料に物価高騰分を加えた額を想定しております。

２年目以降の収支計画に影響を与える物価変動があった場合には、協議により指定管理料の変更ができるものとします。

＜参考＞ 令和３年度から令和７年度までの指定管理料（税込み、実績）

令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円	30,000,000 円

（２）利用料金収入等

本施設は、利用料金制を導入しており、指定管理者は、利用者が支払う利用料を自らの収入とすることができます。利用料金は、美里町文化会館条例で定める額を上限とし

て、指定管理者が町の承認を得て定めることができます。また、自主事業の収入についても、自らの収入とすることができます。

〈参考〉 令和３年度から令和７年度までの利用に係る料金収入（税込み、実績）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
事業収入	4,071,200 円	5,790,800 円	12,004,300 円	9,334,500 円	8,328,500 円
利用料金収入	1,895,260 円	3,288,950 円	3,311,730 円	3,120,700 円	2,119,630 円

（３）指定管理に係る会計処理

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理に係る経理を明確化すること（指定管理に係る独立した口座を設ける等）。

６ リスク分担

指定期間内におけるリスク分担については、次表のとおりとなります。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。これ以外のリスクに関する対応については、この分担表の考え方に準じて、別途協議するものとします。

表 美里町文化会館指定管理リスク分担一覧

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		美里町	指定管理者	分担（協議）
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	町の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
町議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運		○	

	営開始の延期			
需要変動	大規模な外的要因による場合			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	町に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの（負担限度付き、上段：一件当たり、下段：年間合計）（消費税別）		50万円	
			150万円	
利用者等への損害賠償	町に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	町と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合		○	
	それ以外の場合			○

※不可抗力：暴風・豪雨・地すべり・地震・洪水・高潮・津波・噴火などの天災、火災・落盤・原発事故など大規模な災害、戦争・テロ・侵略・暴動など国レベルの危機などの町又は指定管理者の責に帰することのできない事象

7 公募スケジュール

- イ 公募要項等の配布 令和8年9月 4日（金）～令和8年10月5日（月）
- ロ 現地説明会及び施設見学会の申込み
令和8年9月 4日（金）8時30分～
9月10日（木）正午
- ハ 現地説明会及び施設見学会 令和8年9月11日（金）13時30分から
- ニ 公募に関する質問受付 令和8年9月 4日（金）8時30分～
9月14日（月）17時
- ホ 公募に関する質問回答 令和8年9月18日（金）までに随時回答
- ヘ 応募書類の提出 令和8年9月 4日（金）8時30分～
10月 6日（火）正午

ト	選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング等）	令和8年10月下旬
チ	選定評価の通知・公表	令和8年10月下旬～11月上旬
リ	指定管理者の指定	令和8年12月開催の美里町議会12月会議に 提案予定
ヌ	指定管理者との協定締結	議決後速やかに締結

8 公募手続きについて

（1） 公募要項等の配布

令和8年9月4日（金）から10月5日（月）までの間に、美里町ホームページからダウンロードしてください。

美里町ホームページ URL（指定管理者公募掲載ページ）

<https://www.town.misato.miyagi.jp/13jyoho/2026-0828-1744-47.html>

（2） 現地説明会及び施設見学会

本施設の現地説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。

応募を予定される団体は、できる限り参加してください。

◆開催日時：令和8年9月11日（金）13時30分から15時頃まで

◆場 所：美里町文化会館（宮城県遠田郡美里町北浦字駒米13番地）

◆参加人数：各団体3人以内とします。ただし、複数の株式会社等の団体による共同事業体（以下「共同事業体」という。）を予定している場合は、構成団体全体で1団体とみなします。

◆参加申込：参加希望の方は令和8年9月4日（金）から9月10日（木）正午までに現地説明会及び施設見学会参加申込書により美里町まちづくり推進課まで E-mail にて申し込みのうえ、電話にて到達確認をしてください。

◆申込先：美里町まちづくり推進課

E-mail machizukuri@town.misato.miyagi.jp

〈注 意〉

※ 当日は、公募要項、業務の基準等の資料は配付しませんので、美里町ホームページから資料を印刷の上、持参してください。

※ 当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認いたします。

※ 後述する「8（3）欠格事項」に該当する団体は参加することができません。

※ 現地説明会及び施設見学会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については応じられません。

※ いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮ください。

※ 当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

(3) 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

◆受付期間：令和8年9月4日（金）から9月14日（月）17時まで

◆提出方法：質問書を美里町まちづくり推進課まで E-mail にて送付のうえ、電話にて到達確認をしてください。

◆提出先：美里町まちづくり推進課

E-mail : machizukuri@town.misato.miyagi.jp

(4) 質問の回答

質問に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに随時回答します。

9 応募に関する事項

(1) 応募書類の提出

応募書類を次のとおり受け付けます。

◆受付期間：令和8年9月4日（金）から10月6日（火）正午必着

◆提出先：美里町まちづくり推進課

〒987-8602 遠田郡美里町北浦字駒米13番地

◆提出方法：応募書類を上記に定める提出先に持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）により提出してください。

応募書類以外の書類については受理しません。応募書類以外の書類が郵送された場合は、当課で裁断処理しますので、予めご了承ください。

(2) 応募者の資格

法人その他の団体又は複数の法人等が共同する共同事業体で、個人は認めません。

(3) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

イ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人町民税等の租税を滞納していること。

ロ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないもの。

ハ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中であること。

ニ 2年以内に、自己の責に帰すべき事由により指定の取消しを受けた者であること。

ホ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、美里町における入札参加を制限されていること。

ヘ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員及び暴力団員等(美里町暴力団排除条例(平成24年美里町条例第28号)第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。)であること。

※本項目については、提出いただく申請団体役員名簿(様式4)により、美里町から宮城県警本部等に対し、調査・照会を行う場合があります。

ト 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受け、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告していないこと。

チ 本施設を指定期間にわたり、安定的に管理することの可能なノウハウ・実施体制・管理運営に不可欠な資格等や経営基盤等が確保されていないこと。

リ 現在、役員に破産者又は禁錮以上の刑に処されている者がいること。

(4) 応募の形態

株式会社(単独企業、特別目的会社(以下「SPC」という。)等)又はNPO法人、その他法人、共同事業体(複数の株式会社やNPO法人等により構成されている事業体)、任意団体等であること。個人での応募は認めません。原則として、指定管理期間が始まるときと同一の状態で応募してください。

ただし、指定管理開始前までに、法人格の取得を予定又は法人格を変更する予定がある場合には、応募書類提出までに法人格の取得又は変更に関する申請手を済ませた上で、申請に係る書類の写しを提出してください。法人格の取得又は変更は、美里町議会の議決の手續に確実に間に合うことが必須となりますので、遅くとも令和8年11月上旬までに手續が完了するよう準備を進めてください。

なお、当該法人格の取得・変更等の手續が、上記に示す手續の期限に間に合わない場合は、指定候補者としての地位を失う場合がありますので注意してください。法律の改正に基づき、法人格の変更の手續を行う場合については、この限りではありませんが、別途、町の指示に従ってください。

(5) 応募書類

次のとおり応募書類を提出してください。

応募書類は、次のイとロを順に並べて1冊のファイルに綴り、ファイルの表紙に「美里町文化会館指定管理者 応募書類」及び応募団体名を明記してください。

イ 指定申請書及び事業者に関する書類

- a 指定管理者指定申請書(様式1)
- b 団体の概要(様式2)
 - b-① 共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)
 - b-② 共同事業体連絡先一覧(様式2-3)
- c 宣誓書(様式3)
- d 申請団体役員名簿(様式4)
- e 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

- f 指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれに類する書類
- g 前事業年度及びその前の年度の事業報告書及び収支計算書
- h 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等
(任意団体においては、これらに類する書類)
- i 法人にあっては、法人の登記事項証明書
S P Cを設立予定の場合は、その実現性を証明する資料
- j 美里町税の納税状況調査の同意書(様式5)
※現時点で町に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。
なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度町への納税状況(町の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。
- k 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

ロ 提案書(事業計画書、収支予算書、管理運営提案書)

応募者は、別紙「美里町文化会館指定管理者選定評価基準」を参考にし、次の項目を満たす内容で提案書を作成してください。様式は自由です。

■提出部数：原本1部、副本10部及び電子データ(PDFファイルの形式を用いて、CD-R又はDVD-Rの電子記録媒体で提出すること)

【提案書作成上の注意】

- ・提案書の用紙サイズはA4(日本産業規格・縦横不問)とし、原則として両面で作成してください。
- ・ページ番号及びインデックスを付してください。
- ・図表等の挿入や別添は可能ですが、見やすいよう工夫してください。
- ・カラー可とします。

【提案書の作成項目】

- 1 基本方針
 - (1) 施設管理運営の基本的な考え方
 - (2) 施設管理運営の5年間の目標と推進方策
- 2 事業計画
 - (1) 計画的な事業展開について
 - (2) 利用者サービスの向上について
 - (3) 地域や他機関・事業所等との連携について
- 3 管理運営
 - (1) 運営体制に関する基本的な考え方について
 - (2) 施設の維持管理について

(3) モニタリングの実施について

4 収支計画について

5 自主提案

6 指定管理の実績

7 立上げ体制

8 指定管理料

※「4 収支計画」は年度ごとに作成してください。

※「5 自主提案」は、本施設の管理運営、制度、その他独自の提案をしてください。

※「8 指定管理料」が必要となる場合は、5年間の総額及び年度別の金額を提案してください。

(6) 留意事項

イ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ロ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は失格とします。

- (イ) 公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (ロ) 応募書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ハ) 欠格事項に該当する場合

ハ 重複応募の禁止

応募は、一団体に付き一案とします。複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認めません。

ニ 応募の辞退

事情により応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式8）を美里町まちづくり推進課へ提出してください。

ホ 提案内容変更・追加の禁止

提出した申請書その他書類の内容変更又は追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ヘ 応募書類の取扱い・著作権

応募書類は理由を問わず返却しません。

申請書類に使用する図表やデータ、画像などの著作権・使用権等の権利については、応募者において、あらかじめ使用許可等を得てください。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、応募者が一切の責任を負うこととします。

ト 応募書類の公表と開示

応募書類について、美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号）に基づ

く情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。また、町が必要と認めるときは、町は提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

チ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

10 審査・選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、外部有識者等で構成される選定委員会において、指定管理者選定評価基準の項目に従い、総合的に調査審議し、その結果に基づき、美里町長が指定候補者、次点候補者及び第3順位候補者を選定します。

選定委員会では、応募者の提出書類及び1団体20分以内のプレゼンテーションに基づきヒアリングを行います。ヒアリングの出席は、団体の代表者又は代理の方を含め計3人以内とします。

審査の日時等、詳細については、後日お知らせします。

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

(2) 次点候補者、第3順位の候補者について

指定候補者に選定された団体が辞退した場合においては、次点候補者、第3順位候補者の順で繰り上がり、指定候補者となります。なお、次点候補者、第3順位候補者の地位は、指定管理者の管理が開始すると同時に消滅します。

(3) 選定評価基準について

評価は、200点満点とし、最低基準を100点とします。

選定評価基準及び評価項目については、別紙「美里町文化会館定管理者選定評価基準」を参照してください。

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、美里町ホームページへの掲載等により公表します。

11 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

指定候補者選定後、町は細目について協議を行い、その後、町議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

イ 総則（趣旨、指定管理者の指定の意義、公共性の尊重等）

- ロ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ハ 業務実施に関する事項（法令の遵守、第三者による実施、管理物件の維持保全、緊急時の対応等）
- ニ 管理物品の取扱いに関する事項
- ホ 業務実施に係る確認事項（事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等）
- ヘ 指定管理者の収入等に関する事項
- ト 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- チ 指定期間の満了に関する事項
- リ 指定の取消し及び業務の停止等に関する事項
- ヌ その他の事項

（３）準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、「事業計画書作成業務」及び「町との連携・調整業務」を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

１２ 留意事項

（１）個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者が管理業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

（２）情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するに当たり、町に準じた情報公開の対応を行うこととします。

（３）事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ロ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者は指定管理期間の開始までに事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を町へ報告しなければなりません。
- ハ 指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう、任意の賠償責任保険に加入することとします。

（４）苦情・要望について

指定管理者は、利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制

を整えることとします。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、法人にかかる町民税等の納税義務者となる可能性がありますので、事前に町の税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問い合わせください。

(6) 利用の継続

業務の開始に当たっては、現に本施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

(7) 災害等発生時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保や必要な通報等についてのマニュアルの作成及び法令・規則等で定められている防災訓練等を実施し、緊急事態の発生時には的確に対応することとします。また、警察、消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに美里町まちづくり推進課にその旨を連絡することとします。

(8) 目的外使用について

利用許可等の権限については指定管理者に付与されますが、目的外使用の許可権限については、自治法上、町が引き続き有することとされているため、指定管理者の権限とはなりません。

(9) 美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例の遵守

指定管理者は、美里町公共施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例（平成21年美里町条例第30号）の施行に伴い、本施設の使用等が暴力団の利益になると認められるときは、その利用許可等をしてはならないとされていますので、条例の規定に基づき、適正に施設の管理運営を行ってください。

(10) 財務状況の確認

町は、安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、毎年度1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(11) その他

その他、記載のない事項については、町と協議することとします。

1.3 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

町が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、町は指定の取消しを行うことがあります。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定

管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ロ 指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより指定を取り消すことができるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 指定候補者の変更

町は、指定候補者が、町議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出します。ただし、次点候補者とも協議が成立しない場合等には、第3順位候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出します。また、指定候補者を指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、同様に、次点候補者、第3順位候補者の順で指定管理者の候補団体として町議会の議案を提出します。

なお、町議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については一切補償しません。

(3) 指定取消し及び管理業務の停止

イ 指定管理者が行う施設管理の適正を期すために町が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認められるときは、自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

ロ 指定取消し又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例としては以下が考えられます。

(イ) 美里町文化会館条例又は協定の規定に違反したとき。

(ロ) 自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。

(ハ) 自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

(ニ) この公募要項に定める資格要件を失ったとき。

(ホ) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(ヘ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又

は著しく困難になったと判断されるとき。

(ト) 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

(チ) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。

(リ) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。

(ヌ) 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申出があったとき。

(ル) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。

(ヲ) その他、町が当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めるとき。

ハ 指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消し又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額又は既に支出した指定管理料の返還、また、町に損害が発生した場合の損害賠償の支払等を求めることがあります。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、町と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

14 資料

- イ 美里町文化会館指定管理者業務の基準
- ロ 美里町文化会館指定管理者業務仕様書
- ハ 美里町文化会館指定管理者選定評価基準
- ニ 美里町文化会館指定管理者の応募書類
- ホ 美里町文化会館 過去5年間の利用状況
- ヘ 美里町文化会館 過去5年間の収支状況
- ト 美里町文化会館備品台帳
- チ 美里町文化会館平面図
- リ 美里町文化会館条例
- ヌ 美里町文化会館条例施行規則